

クレーンの運転の業務に係る特別教育開催のご案内

労働安全衛生法第59条、クレーン等安全規則第21条の規定に基づき、つり上げ荷重5トン未満のクレーンの運転の業務に労働者を就かせる時は、事業者はその者に対して当該業務に関する安全のための特別教育を実施しなければならないことになっております。(移動式クレーン、デリック及び建設用リフトは除く)

当協会では、クレーンの運転の業務特別教育(学科及び実技)を下記により計画いたしました。貴事業場におかれましては、未修了者を早急に受講されますようお願いいたします。

講習日時 会場	6月28日(土)	学科	8:00~17:40	一般社団法人 太田労働基準協会 2階講習室
			※終了時間は実技講習の説明等により多少前後いたします。	
	6月29日(日)	学科	8:00~9:00	坂本工業(株) 別所工場 3階研修室
		実技	9:00~13:00	坂本工業(株) 別所工場 工機職場
募集人数	50名 定員になり次第、または6月19日(木)17:00に締め切ります。			
受講料金	会員事業場 14,300円 【内訳】講習料 ¥13,000 +消費税 ¥1,300 +テキスト代 (無料)			
	非会員事業場 16,005円 【内訳】講習料 ¥13,000 +消費税 ¥1,300 +テキスト代 ¥1,550 +消費税 ¥155			
	※会員事業場とは、群馬県内のいずれかの労働基準協会に加入している事業場のことです。			
申込先 (お問合せ先)	・一般社団法人 太田労働基準協会 〒373-0817 群馬県太田市飯塚町8-1 TEL 0276-46-5774 FAX 0276-46-1544			
	・館林労働基準協会 〒374-8640 群馬県館林市大手町10-1 館林商工会議所内 TEL 0276-72-8890 FAX 0276-70-7622			
	・大泉労働基準協会 〒370-0533 群馬県邑楽郡大泉町仙石2-26-1 TEL 0276-20-1112 FAX 0276-20-1113			
申込方法	①受講人数を電話等で協会に連絡し、 仮予約をお取りください。 ②申込書に必要事項を記入し、講習日の 1週間前まで に受講料を添えて協会までご持参ください。 ※講習日の 1週間前までの申込取消は、受講料の返金をいたします。			
その他	○講習開始 30分前 より受付を開始します。 遅刻は認められませんので、ご注意ください。 ○外国籍の方が受講される場合は、ホームページの 外国籍の方の受講 についてをご確認ください。 受講可能な場合はご用意いただく書類がございます。ご不明な点などがありましたら当協会までお尋ねください。 ○実技講習について ・作業服(長袖)・ヘルメット・安全靴・軍手を着用ください。 ○本講習の 1日目の学科の会場 は土足禁止のため、備え付けのスリッパに履き替えていただいております。 ご自身のスリッパをご持参されても構いません。 ○太田協会のホームページに講習の 申込方法・注意事項 が詳しく掲載されています。ご確認ください。 ○最少催行人数に満たない講習は、中止にさせていただきます場合がございます。			

クレーンの運転の業務に係る特別教育申込書

※太田協会のみ

予約番号

受	講	番	号
太 田	館 林	大 泉	

受 付 印

受講者	ふりがな		性別（任意）	
	氏名		男・女	
	旧姓等の併記希望 *住民票等公的な確認書類を添付して下さい		☐ 旧姓 ☐ 通称	
	現住所 都道府県		※アパート名・部屋番号は記入不要です	
			生年月日 昭和・平成 年　月　日	
	携帯番号 (固定電話も可)			
事業場	会社名			
	所在地			
	電話番号		TEL ()	
	担当者名		連絡担当者氏名	
	会員・非会員		☐ 会員・県内の他協会(協会名：)・ ☐ 非会員	
支払方法		☐ 協会へ持参 ☐ 銀行振込 ☐ 現金書留 ※銀行振込と現金書留は太田協会のみ		

※注意事項

- ・受講予約時にお伝えした予約番号をご記入ください(太田協会のみ)。受講番号は記入しないでください。
- ・個人申込の場合は、事業場の記入は不要です。
- ・ご記入いただいた個人情報に関しては、講習会の目的のみに使用し、他の用途に使用することはありません。

一般社団法人	太田労働基準協会	殿
	館林労働基準協会	殿
	大泉労働基準協会	殿